

※この保険の対象者は、広島県PTA連合会(広島市を除く)に所属するPTA会員です。

1 保険内容

(1) PTA団体傷害保険

1) 補償対象となる事故

PTA が主催または共催する行事参加中、またはその行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上において、PTA 会員、児童・生徒等が被った傷害を補償します。ただし、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の定めるところにより給付対象となる傷害については補償されません。なお、PTA 行事とは日本国内において PTA が企画もしくは立案し、主催・共催する行事で PTA 総会等会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。(例:PTA 主催スポーツ大会 等)

2) 補償を受けられる方

単位PTA毎に以下①～③の方全員とします

- ① PTA の会員およびその学校に通学される児童・生徒
- ② PTA 会員の同居の親族
- ③ PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている者

3) 補償の内容

傷害保険

給付の種類	給付の内容	補償額
死亡保険金	傷害を被り、その直接の結果として事故発生から180日以内に死亡	200万円
後遺障害保険金	傷害を被り、その直接の結果として事故発生から180日以内に後遺症が生じたとき、障害の程度により	死亡保険金の4%~100% 8万~200万円
入院保険金	傷害を被り、その直接の結果として入院したとき、入院治療1日につき(事故発生から180日以内の入院に対して1日につき)	2,000円(180日限度)
手術保険金	事故の発生の日から180日以内に病院、診療所で障害の治療を直接の目的として手術を受けたとき	入院保険金日額の5倍~10倍 ①入院中に受けた手術 10倍 ②上記以外の手術 5倍
通院保険金	傷害を被り、その直接の結果として事故発生から180日以内の通院に対して1日につき	1,000円(90日限度)

※ その他 熱中症・細菌性食中毒も対象となります。補償内容は傷害保険と同じです。

◇ 対象外 ①独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となる傷害②故意・重過失・犯罪行為・自殺行為・闘争行為による傷害③PTA管理下外の事故による傷害④自動車等の無資格運転・酒酔運転による傷害⑤疾病・心身疾患⑥他覚症状が確認できないもの(むちうち・腰痛等)⑦地震・噴火・津波による傷害 等

(2) PTA賠償責任保険

1) 補償の概要

PTA 活動中に生じた対人・対物事故や保管物の事故に起因して PTA が負う法律上の損害賠償責任を担保します。

2) 補償の内容

賠償責任保障

被保険者	給付の種類	給付内容	補償額
PTA	対人賠償 (他人にケガをさせたとき)	被害者1名の限度額	5千万円
		1回の事故の限度額	3億円
		免責額	1,000円
	対物賠償 (他人の物を壊したとき)	1回の事故の限度額	1千万円
		免責額	1,000円
		加害者1名の限度額	10万円
保管物	保険期間中の限度額	500万円	
	免責額	5,000円	

◇ 対象外 ①保険契約者・被保険者の故意 ②自動車・車両(人力によるものを除く)の所有・使用・管理に起因する賠償責任③被保険者(PTA)が所有、使用または管理する施設の改築・修理・取り壊しその他の工事に起因する賠償責任 ④被保険者(PTA)の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任 ⑤被保険者(PTA)が第三者から借用した保管物のももとの欠陥・自然消耗・性質に起因する破損または貸主に返還した日から30日経過後に発見された保管物の破損による賠償責任 ⑥地震・噴火・津波に起因する賠償責任 等

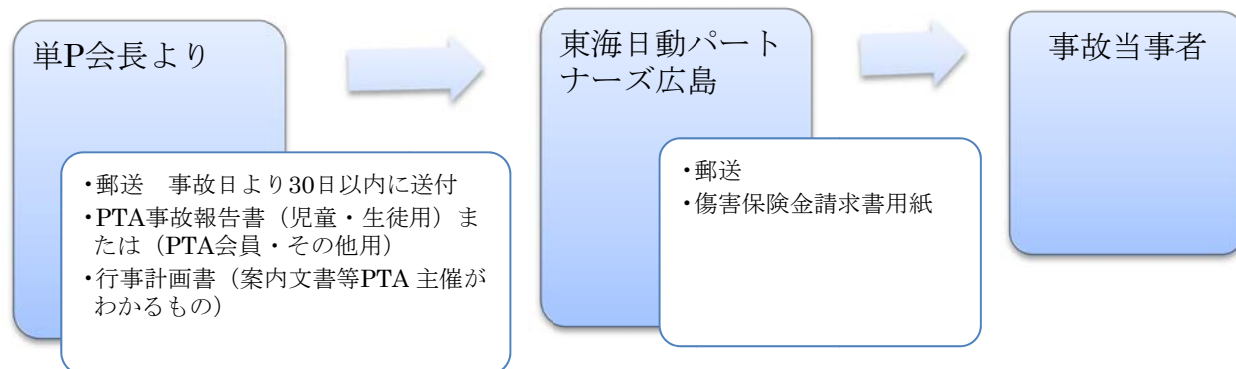
## 2 保険料及び加入手続き

保険料は広島県 PTA 連合会費 300 円の中に含まれますので**保険料も加入手続きも不要**です。

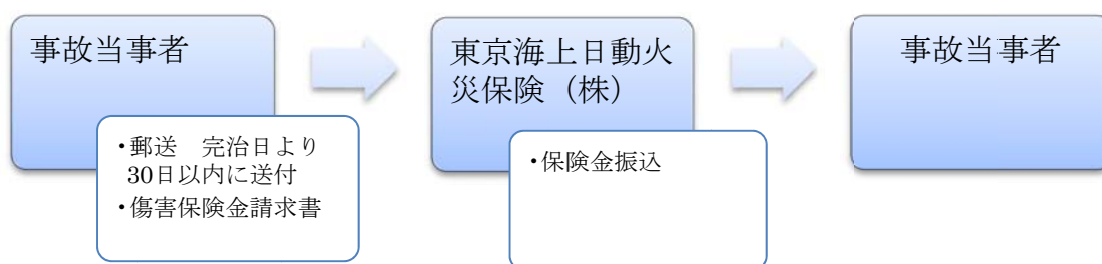
## 3 保険期間 平成29年4月1日～平成30年4月1日

## 4 事故報告から保険金支払までの流れ

### (1) 事故が起こったら



### (2) ケガが治ったら



#### 連絡先

- ・事故報告書の送付・用紙請求
- ・事故等について問い合わせ

(株) 東海日動パートナーズ中国四国 広島県 PTA 団体保険係  
〒730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー4階  
TEL 082-243-1119 FAX 082-243-0140  
(平日 9:00～17:00)



※このしおりは、補償の概要を説明したものです。詳細は上記連絡先にご確認下さい。

広島県PTA連合会では会員の相互扶助精神に基づいて、各種PTA活動や学校との共催行事における会員の事故や傷害に対し、見舞金や賠償責任の補填をしてまいりました。

しかし、保険業法の一部改正にともない、広島県PTA安全互助会の運営ができなくなりましたので、平成20年4月から、従来の精神や目的を引き継いだ「広島県PTA団体保険」を保険業者と提携して運営してきました。

今後もこの保険の内容を会員の皆様に周知していただくとともに、事故が発生したときはすみやかに手続きをしていただけるよう「広島県団体保険のしおり」を作成しました。

平成29年4月1日

広島県PTA連合会